

第1章 計画見直しの基本的事項

1 見直しの背景

本市では、本市の環境を保全、創造し、次代を含めた市民が快適に暮らすことができるような各種の取組みを総合的かつ計画的に推進することを目的に、平成14年3月に「春日井市環境基本計画」を策定しました。

その後、平成18年度には、第1期の5年目を迎え、第2期に向けた見直しを行い、平成24年度には、第2期として5年が経過し、目標年次である平成33年度までの折り返し地点を迎えました。

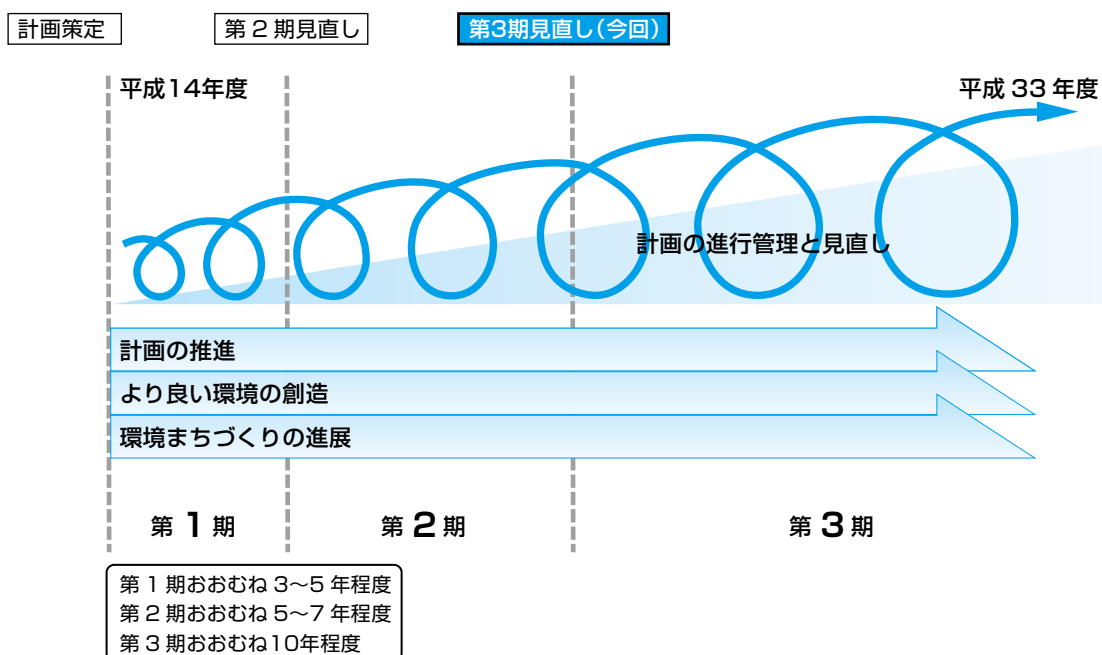
本市においては、本計画に基づいた環境に関する様々な取組みを実施しており、平成18年度に見直しを行った以降、平成19年12月に「春日井市生活環境の保全に関する条例」の制定、平成21年12月に「春日井市土砂等の埋立て等に関する条例」の制定、平成24年1月に「指定希少野生動植物種」の指定、同年3月に「地球温暖化対策実行計画」の策定、同年7月には「ごみ処理基本計画」の改定を行っております。

また、国においては、平成24年4月に「第四次環境基本計画」を策定しており、愛知県においても、平成26年度中に「第4次愛知県環境基本計画」を策定する予定としております。

さらには、平成23年3月に発生した東日本大震災に伴い、エネルギー政策における太陽光などの※再生可能エネルギーの重要性の高まりや節電を始めとした省エネに対する意識の高揚など、環境を取り巻く状況が大きく変化してきております。

こうしたなか、今回の見直しは、第3期に向けた定期的なものであるため、現行計画の基本的な枠組みを継承しつつ、社会情勢の変化や施策の成果などを的確に反映させ、環境像の実現に向け、より良い環境の創造を一層推進していくために実施するものです。

【本計画の期間は、平成14年度から平成33年度までの20年間です。】



※再生可能エネルギー 太陽光発電や太陽熱利用、地熱発電、風力発電など、エネルギー源が枯渇しない自然エネルギーのこと。

2 見直しの視点

環境基本計画は、本市の環境を保全、創造し、次代を含めた市民が快適に暮らすことができるような各種の取組みを、総合的、計画的に推進することとしています。

そのためには、社会情勢の変化や市民ニーズを的確に反映させ、環境に配慮した活動や自然環境などの環境保全活動を実践することが重要です。

今回の計画の見直しは、目標年次の折り返し地点を迎えたことを踏まえ、環境に関する社会情勢や課題に対応した計画とする必要があるとともに、市民、事業者、行政の協働で推進する計画としていくために、次の3つの視点に基づき行うこととしました。

- 環境を取り巻く社会情勢の変化や現状を把握し、課題を整理する。
- 本計画の取組状況を踏まえ、施策などの見直しを行う。
- 市の関連計画と環境基本計画との整合を図る。

第3期に向けての本計画の課題

○※地球温暖化対策の推進（低炭素社会）

民生部門（家庭）の二酸化炭素排出量は、世帯数の増加や生活形態の変化などによる家庭での消費電力量の増加に伴い、増加傾向で推移しています。

省エネルギーの促進や地域の特性に見合った再生可能エネルギーの導入など、エネルギーの適正利用を促進するとともに、エネルギー効率の高い都市基盤が整備された低炭素社会の構築を図る必要があります。

○自然環境の保全の推進（自然共生社会）

良好な住環境の整備を積極的に進め、都市機能の拡充を図ってきたことにより、森林や里山等の自然が減少してきました。

市内に残された豊かな自然や身近な自然を将来の世代に継承していくため、自然環境の保全を推進していく必要があります。

○ごみ排出量の削減（資源循環社会）

1人1日当たりのごみ排出量及び事業系ごみ排出量の削減状況は、様々な取組みにより、数値目標を達成し、家庭系ごみ排出量も着実に減少してきました。

今後も更なるごみの減量化や資源の有効活用を促進し、資源循環社会の形成をめざしていく必要があります。

○協働による環境まちづくり（連携・協働）

環境まちづくり参加人数については、増加傾向で推移しており、協働による環境まちづくりを推進してきました。

引き続き、環境活動を行う団体への支援や、より多くの市民や事業者などが環境に関するイベントや学習会、取組みなどの環境まちづくりに参加いただけるよう環境に関する活動を推進していく必要があります。

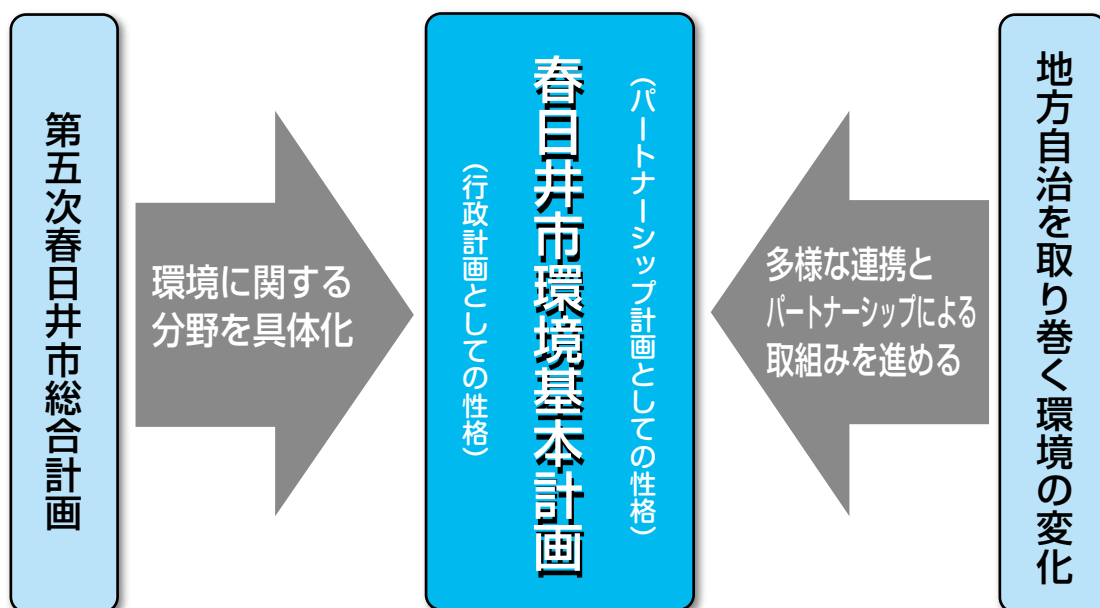
※地球温暖化 大気中に大量に放出された温室効果ガス（二酸化炭素など）が地球からの赤外線放射熱を吸収することにより、地球全体の平均気温が上昇する現象のこと。

○その他

具体的取組みとしては、248の施策が掲げられており、そのうち約80%の取組みを実施していますが、社会情勢の変化などを踏まえ取組みの内容について整理する必要があります。

数値目標としては、6指標、12項目の数値目標が掲げられており、1指標、4項目の達成となっています。そのなかで、雨水浸透率については、歩道や公共駐車場などの透水性舗装を継続し実施していますが、基準浸透率の高い農地が減少してきているため目標値を下回っており、また、環境基準達成率については、道路交通騒音（自動車騒音）・航空機騒音や※光化学オキシダントなど、市独自での対策が難しい面もあり100%達成には至っていない状況であることから、各数値目標のあり方について再検討する必要があります。

【春日井市環境基本計画の位置づけ】



*光化学オキシダント 窒素酸化物と炭化水素が光化学反応を起こし生じる酸化性物質（オキシダント）のこと。
 （強力な酸化作用を持ち健康被害を引き起こす大気汚染物質であり、光化学スモッグの原因となる。）

3 現行の体系及び見直しの対象範囲

○ 計画の体系

※ 本計画の見直しを行うにあたり、網掛け部分()が見直しの対象範囲となります。

体系	構成
<p>第1章 基本的事項 ○目的 ○期間 ○位置づけ</p>	<p>第1章(目的) 1 環境まちづくりに関する目標を明らかにする 2 目標を実現するための具体的取組を明らかにする 3 具体的取組を誰がどのように進めていくかなど、特にパートナーシップによる推進方法を明らかにする 4 目標の達成度合いを明らかにするための進行管理を明らかにする</p>
<p>第2章 めざすべき環境の姿</p> <p>○ 環境像 みろくの森から道風の里まで 蛙の合唱消えぬ道 暮らしと出会いを大切にすまち</p> <p>○ 環境への誓い</p> <p>○ 環境目標 1 住みたい、楽しく美しい、歩きたくなるまち・春日井 (都市・社会基盤に関すること) 2 豊かな自然と人が共存し、歴史・文化を育むまち・春日井 (自然・風土に関すること) 3 美しい地球を守る、地域のしくみがいきづくまち・春日井 (くらし・低炭素・資源循環社会に関すること) 4 ネットワークを活用し、環境市民が育つまち・春日井 (学習・ネットワークに関すること)</p>	<p>(期間) 平成14年度から平成33年度までの20年間 第1期:おおむね3～5年程度 第2期:おおむね5～7年程度 第3期:おおむね10年程度</p> <p>(位置づけ) 第五次総合計画の「環境」に関する分野を具体化する</p>
<p>○ 数値目標 1 雨水浸透率 4 二酸化炭素排出量 2 みどり率 5 環境基準達成率 3 ごみ廃棄量 6 環境まちづくり参加人数</p>	<p>第2章「めざすべき環境の姿」では、「環境像」と「環境目標」によって本市の将来像を示しています</p> <p>4つの「環境目標」の実現に向け、その分野を代表し達成の程度を表現するため「数値目標」を定めています</p>
<p>第3章 具体的取組み</p> <p>○ まちづくりの目標(9項目) ○ 取組みの目標(25項目) ○ 基本的施策(75項目) ○ 具体的取込み(248項目)</p> <p>環境像・環境目標を実現する施策の体系</p>	<p>第3章「具体的取組み」では、「環境像」・「環境目標」を実現していくための取組を示しています</p>
<p>第4章 主体別環境配慮指針</p>	<p>第4章「主体別環境配慮指針」では、市民、事業者の環境配慮を示しています</p>
<p>第5章 地域別環境配慮指針</p>	<p>第5章「地域別環境配慮指針」では、地域ごとの環境配慮についてその考え方を示しています</p>
<p>第6章 施策形成にあたっての配慮</p>	<p>第6章「施策形成にあたっての配慮」では、今後の施策の具体化にあたって配慮すべき考え方や検討すべき手法について示しています</p>
<p>第7章 計画推進</p> <p>○ 推進体制 ○ 進行管理</p>	<p>第7章「計画推進」では、計画の推進体制と進行管理について示しています</p>
<p>プロジェクト編 第8章 重点的取組み</p>	<p>第8章「重点的取組み」では、市が主体となり推進すべき取組を示しています</p>
<p>第9章 パートナーシップによるプロジェクト</p>	<p>第9章「パートナーシップによるプロジェクト」では、市民、事業者、市のパートナーシップによって進めていくべき取組を取り上げています</p>

○ 見直しの対象

■ 具体的取組み

計画に定めた「具体的取組み」248項目について、環境を取り巻く社会情勢の変化や環境の現状を把握し、取組むべき課題を整理するとともに、新たに盛り込むべき取組みなどを検討しました。

■ 数値目標

計画では、計画の進捗状況を示す指標として、雨水浸透率など、6項目12指標の数値目標を定めています。これまでの数値目標の達成状況から評価を行い、設定目標値の適正や各項目の算出方法などについて検討しました。

■ 主体別環境配慮

協働による環境まちづくりを推進していくためには、それぞれの役割分担を明確にし、市民、事業者、行政が連携して取組むことが重要になります。環境に対する市民意識と行動の変化や、環境に配慮した活動の取組みが広がってきていることから、市民、事業者の役割について検討しました。

■ 地域別環境配慮

計画では、地域の環境保全に必要な指針として、環境保全上、特に配慮すべき地域における環境への配慮について定めています。環境目標の実現をめざして、具体的取組みを進めていくには、市の関連計画などとの整合を図る必要があるため、地域の特性の配慮について検討しました。

■ 重点的取組み

計画では、市が主体となり、特に優先的に取組むべき施策として重点的取組みを定めています。環境を取り巻く社会情勢の変化や市の関連計画などを踏まえ、取組むべき施策の優先度や重要性について検討しました。

○ 見直し的手段

■ 分かりやすい事業名の設定

本計画の推進主体である市民、事業者の行動を促進するため、難解な表記を少なくし、また、同趣旨の事業については統合するなど、より分かりやすい計画をめざして見直しを行いました。

■ 未実施事業の総点検

計画策定から、10年経過した中で、未実施となっている具体的取組みについては、社会情勢や市の財政状況などを基に、計画期間内におけるその事業の可能性や重要度などを考慮し、事業の削除、もしくは、他の同趣旨の事業との統合などを行いました。

■ 市を取り巻く環境の変化への対応

地球温暖化問題や資源循環社会の形成など、市を取り巻く環境は、計画策定当初と比べて変化してきており、それらの環境問題に対応するとともに、市の関連計画との連携、整合性を確保するため、事業内容の変更及び統合、新規事業の位置づけを行いました。